

平成29年度 第1回庁議要旨

日時：平成29年4月11日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[報告事項]

1 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正された。

また、「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則」に定められている介護補償給付額について、労働政策審議会から答申されたことに基づき、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件」が改正された。

改正された規程に基づき、本市消防団員等公務災害補償条例で定めている損害補償の算定基礎となる額の加算額及び加算の対象並びに損害補償に係る介護補償の額を改定するもの。

併せて、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 非常勤消防団員等に対する損害補償（療養補償及び介護補償を除く）の補償基礎額の扶養親族に関する加算額及び対象の改定

対象		現行	改定後
ア 配偶者	加算額	433 円	333 円
イ 子	加算額	217 円	267 円
	アの配偶者がいない場合の加算額 (扶養親族一人に限る)	367 円	333 円
ウ 孫	加算額	217 円	217 円
エ 父母・祖父母	アの配偶者がいない場合の加算額 (扶養親族一人に限る)	367 円	削除
オ 弟・妹			
カ 重度心身障害者	アの配偶者及びイの子がいない場合の加算額 (扶養親族一人に限る)	—	300 円 (新設)

※補償基礎額 = 基礎額 (勤務年数等によって判定) + 加算額 (扶養親族数等によって判定)

- ② 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定 (月額)

対象		現行	改定
ア 常時介護を要する場合	(ア) 最高限度額	104,950 円	105,130 円
	(イ) 親族等による介護を受けているときの最低補償額	57,030 円	57,110 円
イ 随時介護を要する場合	(ア) 最高限度額	52,480 円	52,570 円
	(イ) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	28,520 円	28,560 円

- ③ 施行年月日 平成29年4月1日

④ その他 必要な経過措置を規定するとともに、文言整理を行う。

(2) 今後の予定

専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

2 臨時福祉給付金（経済対策分）の実施について（福祉部）

消費税率の引上げ（５％から８％）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する。

(1) 主な内容

対象者、支給額、基準日等については以下のとおり

区分	臨時福祉給付金（経済対策分）
対象者	平成２８年度の市民税が非課税の者のうち課税者に扶養されていない者 ※生活保護受給者は除く
支給額	一人につき １万５千円（平成２９年４月～平成３１年９月までの２年６か月分） ※消費税率は平成３１年１０月に１０％に改正予定
基準日	平成２８年１月１日（住民登録をしている市町村）
対象者数	３５,０００人（見込み） ※参考：平成２７年度及び２８年度実績 平成２７年度臨時福祉給付金 実績 申請書送付件数 ２２,０１０件（対象人数 ３４,３７４人） 給付決定人数 ２６,８３５人 平成２８年度臨時福祉給付金 実績（障害・遺族年金受給者向け給付金は除く。） 申請書送付件数 ２０,８６８件（対象人数 ３２,２１８人） 給付決定人数 ２４,１７４人

(2) 今後の予定

平成２９年４月 臨時福祉給付金支給事業実施要綱の制定

平成２９年４月１７日 コールセンター設置

平成２９年４月２１日 申請書送付開始

平成２９年４月２４日 申請受付

～平成２９年８月３１日

平成２９年５月下旬 支給期間

～平成２９年９月下旬

3 石巻市下水道事業経営戦略の策定について（建設部）

石巻市の下水道に関しては、老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少により、経営環境が厳しさを増している状態である。

そのため、国から平成32年度までに、安全で快適な下水道サービスを維持するための中長期的な経営の基本計画である、「経営戦略」を策定することを求められている。

復旧・復興事業を早期に完了させ、今後、経営等の現状を正確に把握した上で、将来にわたって持続的・安定的に下水道サービスを提供していくため、中長期的な視野に基づき計画的な経営に取り組み、徹底した効率化や経営健全化を行うことが必要なことから策定するもの。

(1) 主な内容

① 基本方針

～未来につなぐ豊かな水辺環境を育む下水道～

② 基本目標及び取組内容

ア 健全で継続的な経営（経営基盤強化）

取組内容：公営企業会計法適用、水洗化率の向上、収納率の向上、不明水対策、広域化の推進・維持管理費の抑制、下水道等使用料・受益者負担金（分担金）の改定、定員管理、情報公開

イ 快適な暮らしの実現（投資効率化）

取組内容：計画的な投資のための生活排水処理基本構想の実現、適正な維持管理による長寿命化、アセットマネジメントの推進

ウ 市民の生活を守り支える（危機管理強化）

取組内容：計画的な雨水整備、危機管理体制の強化

③ 計画期間

平成28年度～平成37年度（10年間）

(2) 今後の予定

平成29年度 高資本費対策に要する経費の交付税措置継続

平成32年度 公営企業会計に移行及び計画の見直し

[その他]

特になし

以 上